

国立国会図書館職員兼業取扱内規

(平成二十一年三月二十六日国立国会図書館内規第二号)

改正 平成二十六年二月二十一日国立国会図書館内規第一号

令和 三年八月三十一日同 第三号

同 五年三月 十日同 第一号

国立国会図書館職員兼業取扱内規(昭和四十六年国立国会図書館内規第三号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 国立国会図書館(以下「館」という。)の職員が兼業を行う場合の取扱いは、この内規の定めるところによる。

(定義)

第二条 この内規において「兼業」とは、館の職員(国立国会図書館長(以下「館長」という。)、副館長及び国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第二十四条の三第二項に規定する両議院の議長が協議して定める非常勤の職員を除く。以下単に「職員」という。)が、同法第二十一条第二項又は第二十二条の規定に基づき、本職以外の業務に従事することをいう。

(この内規に定めがない事項)

第三条 職員が兼業を行う場合の取扱いに関し、この内規に定めがない事項については、政府職員の例による。

(許可の基準)

第四条 兼業は、次の各号のいずれかに該当する場合には、原則として、許可しない。

一 兼業のため勤務時間を割くことにより、職務の遂行に支障が生ずると認められるとき。

二 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められるとき。

三 職務と兼業先の業務が混同するおそれがあると認められるとき。

四 館と兼業先との間に、認可、許可、検査、工事の請負、物品の購入等の特殊な関係があるとき。

五 兼業を行う事業の経営上の責任者となるとき。

六 兼業を行うことが、国会職員としての信用を傷つけるおそれがあると認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、国会職員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法律第八十号)第二条第三項に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)をしている職員の兼業の許可の基準については、政府職員の例による。

3 兼業の許可は、原則として、二年を超えない期間について与えるものとする。この場合において、配偶者同行休業をしている職員に兼業の許可を与える期間は、当該職員の配偶者同行休業の期間を超えないものとする。

(許可の手続)

第五条 兼業の許可を受けようとする職員（既に許可を受けた兼業

の場所、身分、職名、業務内容、勤務時間、期間等に変更を生じた職員を含む。以下「申請職員」という。）は、兼業許可申請書

（別紙様式）（当該兼業許可申請書に記載すべき事項を記録した

電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三項において同じ。）を含む。次項及び第四項において同じ。）を、申請職員が所属する部局（申請職員が総務部の各課に所属する場合にあつては、当該課）、関西館又は国際子ども図書館の長（以下「部局長」という。）に提出しなければならない。

2 申請職員が所属する部局長は、兼業許可申請書に意見を付するものとする。

3 申請職員は、兼業先から館長宛てに、兼業依頼文書（当該兼業依頼文書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次項において同じ。）を提出させるものとする。

4 兼業許可申請書及び兼業依頼文書は、相当の期間において、事前に提出しなければならない。

5 兼業を許可した場合は、申請職員及び兼業先に通知するものとする。

6 兼業の許可を受けた職員は、昇任、配置換等により職を異動した場合において、引き続き兼業を行うときは、当該職員が所属す

る部局長の長の承認を受けなければならない。

7 兼業の許可を受けた職員は、許可期間中に兼業をやめたときは、直ちに、その旨を当該職員が所属する部局長の長を経て総務部人事課長に届け出るものとする。

8 国会職員法第二十一条第二項に基づく兼業については、別に定めるところにより、前各項の規定の全部又は一部を適用しないことができる。

（服務上の取扱い）

第六条 職員は、兼業の許可が与えられたときは、その許可の範囲内で、その割り振られた正規の勤務時間の一部を割くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、国会職員法第二十一条第二項に基づく兼業は、出張の取扱いにより又は年次休暇の承認を受けて行うことができる。

（許可の取消し等）

第七条 職員（配偶者同行休業をしている職員を除く。）の兼業が

第四条第一項各号のいずれかに該当することが判明したとき又は配偶者同行休業をしている職員の兼業が同条第二項の規定により許可しない場合に該当することが判明したときは、当該兼業の許可を取り消すことができる。

2 兼業の許可を受けた職員が配偶者同行休業を開始したとき又は終了したときは、当該兼業の許可は、その効力を失う。

(非常勤職員に関する特例)

第八条 非常勤の職員（国会職員法第四条の二第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）が兼業を行う場合には、兼業の許可があつたものとみなし、前四条の規定は、適用しない。

(細則)

第九条 この内規に定めるもののほか、この内規の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年二月二十一日国立国会図書館内規第一号）

この内規は、平成二十六年二月二十一日から施行する。

附 則（令和三年八月三十一日国立国会図書館内規第三号）

この内規は、令和三年八月三十一日から施行する。

附 則（令和五年三月十日国立国会図書館内規第一号）抄

(施行期日)

1 この内規は、令和五年四月一日から施行する。

兼 業 許 可 申 請 書

国立国会図書館長 殿

年 月 日

申請者 所属 官職 部局 課
氏名

下記のとおり、兼業の許可を申請いたします。

記

1 兼業の内容

(1) 機 関 名

(2) 所 在 地

(3) 兼業の場所

(4) 身分・職名

(5) 業 務 内 容

(6) 報 酬 有り 月収 年収 その他 円
無し

(7) 勤 務 時 間 年 月 週 回 (曜 日)
時 分 から 時 分 まで (兼 業 の 時 間)
時 分 から 時 分 まで (往 復 の 時 間 を 含 む 。)

(8) 期 間 年 月 日 から 年 月 日 まで

(9) 区 分 新規 継続

2 兼業が本職に与える影響 (勤務時間の一部を割く場合は、その時間数を記載する。)

3 兼業を必要とする理由

4 他の兼業 有り 機 関 名
身分・職名
無し